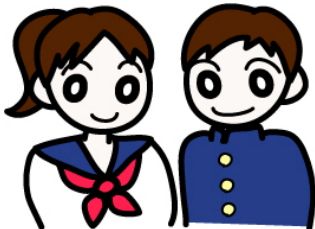


高校生以下のお子様をお持ちの方、扶養控除が変わります！

**給与計算上の扶養人数を、再確認しましょう**

- ① 子ども手当の創設に伴い、16歳未満の扶養親族(「年少扶養親族」といいます。)に対する扶養控除が廃止されました。(今のところ、子ども手当が凍結した場合も、控除廃止に変わりはありません。)



- ② 高校の実質無償化に伴い、従来の特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち16歳以上19歳未満の扶養親族に対する扶養控除額が63万円から38万円となりました。

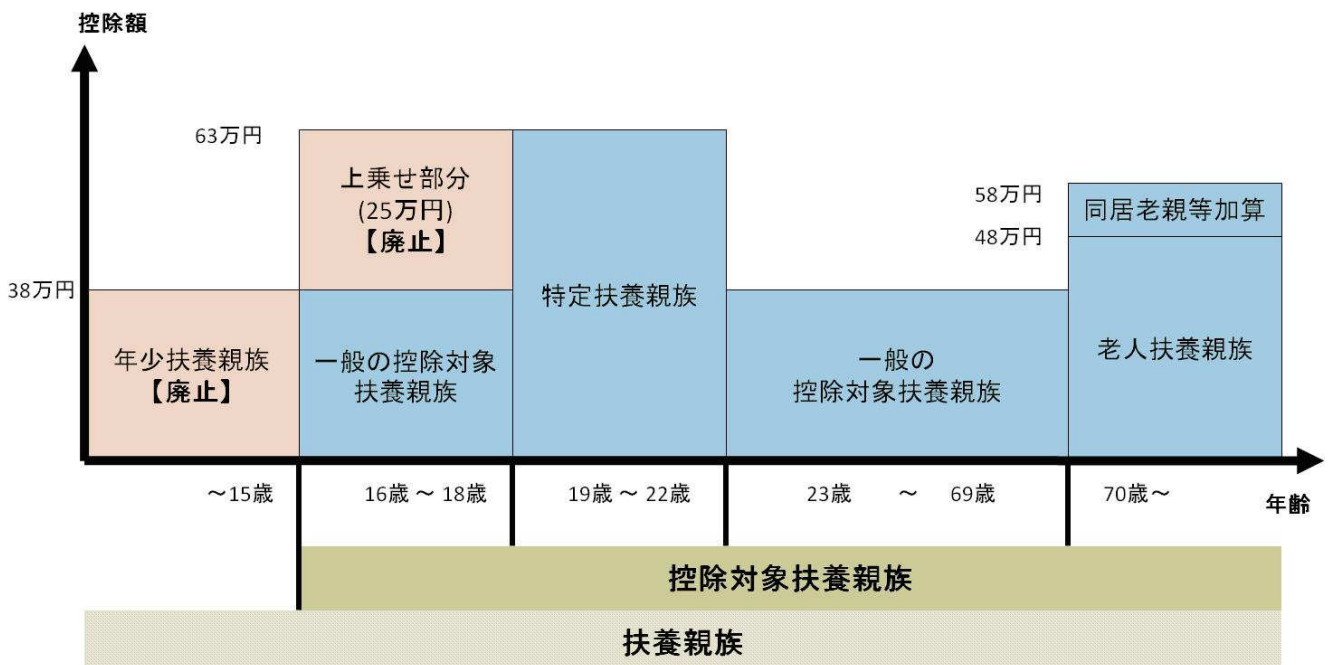
この改正により従業員のお給料が変わるかもしれません！どう影響してくるかというと…

例えば、月給30万円の従業員とその妻(専業主婦)、小学生の子ども2人の場合、平成22年までは、お給料から天引きされる所得税を見る源泉徴収税額表で『扶養親族は3人』の適用でした。しかし、平成23年からは『扶養親族は1人』の適用になるため、同じお給料で考えると、源泉徴収税額は3,440円から6,600円に増えます。つまり、小学生の子ども二人は源泉徴収税額表の扶養親族の人数にカウントしないのです。

国税庁 HP 平成23年1月以降分 源泉徴収税額表

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/zeigakuhyo2010/01.htm>

表1 【年齢別の扶養控除の概要】



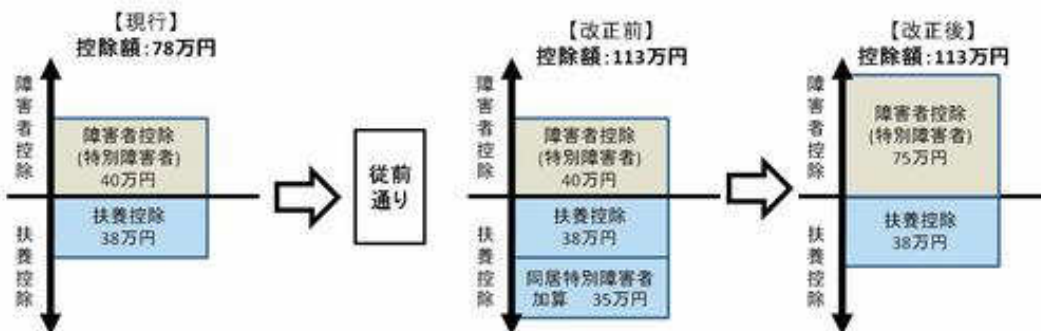
③ 扶養親族が同居特別障害者である場合の扶養控除額に 35 万円を加算する特例が廃止されました。ただし、この特例は特別障害者に係る障害者控除額に 35 万円を加算する制度に改められました。

表2【障害者控除の概要】

○一般の控除対象扶養親族

1 特別障害者(同居特別障害者以外)の場合

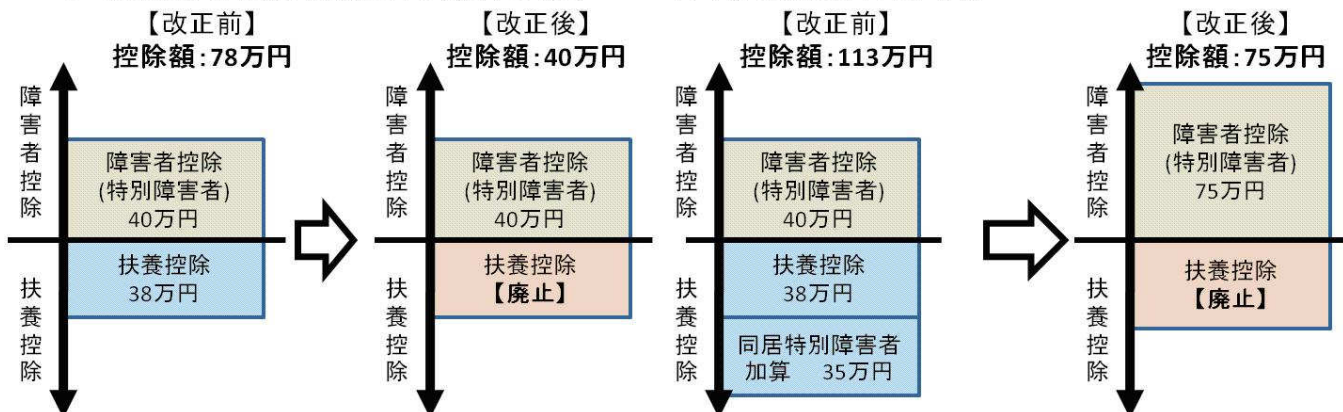
2 同居特別障害者の場合



○年少扶養親族

1 特別障害者(同居特別障害者以外)の場合

2 同居特別障害者の場合



これらの改正は、平成 23 年 1 月 1 日以後支払うべき給与について、適用されます。

また従業員の方だけでなく、平成 23 年分の確定申告を行う際、事業主の方にもこの改正が適用されます。18 歳以下のお子様がいいらっしゃる方は、この機会に節税対策についてお考え下さい。

**商工会では節税対策のお手伝いをしています。**

小規模企業共済のご案内、青色申告への変更手続き等、商工会では節税となる制度のご案内をおこなっております。

また税務会員の方には、年末調整や確定申告の代行だけでなく、消費税を算出する際、原則課税方式と簡易課税方式とどちらがお得か、毎年シミュレーションを行い、必要な手続きや経理のアドバイスをする等、節税対策のお手伝いをしています。

この税務相談新聞「おかねの話」は通常税務会員様に発行させていただいております。初回号は全会員様へご案内させていただきます。